

被害幼児の表情と加害幼児の意図性が保育者の介介入行動に与える影響： 保育者養成校の学生による予測

芝 崎 美 和¹

Effect of Victim's Facial Expression and Intentionality on Interventions : predictions by students in early childhood education

Miwa SHIBASAKI¹

Abstract : This study examined the effects of victim's facial expression and intentionality on interventions. Participants were 50 undergraduate students. Almost of them had selected occupations as child-care worker after graduation. The experimental design was victim's facial expression (2 : positive, negative) × intentionality (2 : intentional, accidental). Results showed that they encouraged the perpetrator to apologize to the victim who expressed negative emotion, than one expressing positive emotion. They considered the perpetrator feeling guilty higher in a situation that he or she had hurt the victim intentionally and the victim expressed negative emotion. Additionally they encouraged the perpetrator to apologize sincerely than instrumentally in negative expression-accidental situation, and to apologize instrumentally than sincerely in positive expression-intentional situation.

Key Words : apology, feeling guilty, facial expression, intentionality, intervention

目 的

謝罪は対人葛藤を円滑に終結する葛藤解決方略の1つである。近年の謝罪研究では、謝罪を2つのタイプに分けて考えるようになってきた。1つ目は道具的謝罪である。道具的謝罪とは、何らかの目的を達成するために行われる罪悪感を伴わない謝罪である。3歳頃には仲間評価を高めることを目的とした謝罪が見られることから、道具的謝罪の出現時期は3歳頃であると考えられている(松永, 1993)。

2つ目は罪悪感を伴う誠実な謝罪である。幼児を対象とした謝罪研究から、誠実な謝罪の出現時期は6歳頃であることが明らかにされている(中川・山崎, 2005)。道具的謝罪に比べ誠実な謝罪は良好な関係回復に大きな効果を持つ。その理由は罪悪感の持つ対人関係機能にあ

る。罪悪感とは苦痛を伴う共感的反応であり(Hoffman, 1998; Lewis, 1971), 違反後の謝罪を動機づける感情であるだけでなく(Lewis, 1971; Lindsay-Hartz, 1984; Tangney, 1993), 特定の重要な他者との愛着を維持し, その絆を回復させる働きがある(Malatesta & Wilson, 1988; Zahn-Waxler & Robinson, 1995)。罪悪感から誠実な謝罪をする加害者は, 罰を回避したり許容を得やすく(Bennett & Dewberry, 1994), 良好な関係や社会的アイデンティティを回復しやすい。罪悪感違反の繰り返し抑制に貢献することから(中川・山崎, 2005), 対人葛藤の本質的な解決には道具的謝罪ではなく誠実な謝罪が必要であると考えられている。

誠実な謝罪に影響する要因としては, 以下の3つが挙げられる。第1に他者感情推測力である。中川・山崎(2005)は, 5歳児に対して被害者の感情を推測するよう求めたところ, 罪悪

1 新見公立短期大学

感が高められ誠実な謝罪の生起が高くなることから、他者感情推測力は罪悪感を媒介して誠実な謝罪の生起を高めることを示した。第2に親密性である。幼児の謝罪研究では、6歳頃には親密性に応じて誠実な謝罪と道具的謝罪を使い分けるようになり、親密な他者には誠実な謝罪が示されやすいことが確認されている(中川・山崎, 2004a)。第3に他者による介入である。4歳児と6歳児に対する保育者の介入内容を検討した中川・山崎(2004b)は、6歳児だけでなく4歳児の保育者も、視点取得や感情理解など罪悪感を高め誠実な謝罪につながる介入を行うこと、6歳児は4歳児の保育者が示す介入と類似した介入を他児に対して示すことを明らかにした。しかし、誠実な謝罪につながる介入行動について、関連要因など詳しい情報は明らかになっていない。幼児の対人葛藤解決方略は介入者の言動によって大きく左右され、とりわけ6歳頃の子どもにとって介入者は重要なモデリング対象となることから(中川・山崎, 2004b)、介入者が示す行動は幼児が誠実な謝罪を獲得する上で重要な役割を持っており、介入行動についてその内容や関連要因について明らかにすることは、誠実な謝罪につながる援助を考える上で必要であると考えられる。

幼児の葛藤に対する介入行動についての従来の先行研究では、同年齢の子どものほか、養育者、保育者が取り上げられることが多かった。特に保育者の介入行動については、行動を真似る周辺児が多く観察されたことから(中川・山崎, 2004b)、保育者はモデリング対象としても重要な役割を果たしている。

保育者の介入行動をモデリングするという点では、保育学生も同様である。個々の子どもの特性や場面状況を考慮し試みた介入行動が支援ニーズと合致しない場合、保育者の行動は子どもの心的状態を捉え直す上で重要な指標となる。したがって、保育学生が示す介入行動は保育者の示すものと類似している可能性があり、その傾向は保育実習を多く経験した学生ほど顕著であると思われる。その一方で、子どもの発達や援助について学習の途上にある保育学生が、熟練した保育者の言動をモデリングしたとしても、その言動を規定する、子どもの心的状態についての理解には未熟な部分が多く残されている。子どもの葛藤に介入する際に、保育学生が複数の場面情報をどのように処理し、子どもの心的状態をどのように捉えるかを明らかに

することは、保育者養成校において保育学生に提供する新たな学習材料および機会を構築する上で重要であるといえよう。

保育学生が子どもの葛藤に介入する際に考慮する状況情報としては以下の2つが挙げられる。1つ目は違反特性である。6歳頃には謝罪効果に対する意図/偶発性の効果を認識しており、偶発的な状況で謝罪効果をより高く認識することが報告されている(Darby & Schlenker, 1989)。したがって、6歳児に関しては偶発的な状況で高い謝罪生起が見られると考えられ、そのため偶発性は、加害者にとって謝罪の促進要因であるといえる。同様に、意図/偶発性は介入者による謝罪の促しと関連する可能性が高い。すなわち、意図して他者を傷つけた加害者に対しては、行動理由の確認、行動の善悪の説明などを謝罪に優先して示すのに対し、意図せず他者を傷つけた加害者に対しては、これらの行動を省くことが可能であることから、意図的場面に比べ偶発的場面では謝罪を促す介入がみられやすいと考えられる。しかしながら、これまでのところ、意図/偶発性が介入行動に及ぼす影響については確認されていない。

2つ目は被害者の表情である。表情には感情情報を伝達する役割がある(Mehrabian, 1986)。被害者がネガティブな表情を示した場合とポジティブな表情を示した場合とでは、加害者に期待される感情理解の程度あるいは罪悪感の認識の程度に違いが見られ、介入者が示す行動にも違いが見られることが予測される。とりわけ近年ではアサーション能力に問題を抱える子どもが増えており、嫌な気持ちを主張できない子どもが被害者となる対人葛藤場面では、加害者が被害者の感情を誤認識する可能性が高い。そのような場合、被害者のネガティブな感情を代弁し、加害者にその後の行動を提案し導く介入者の存在は重要であると考えられるが、被害者の表情が介入行動とどのように関連するかについては不明である。

以上のことから本研究では、保育学生が示す介入内容に、違反特性と被害者の表情による違いが見られるか否かについて検討する。仮説は以下の通りである。被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブな場合、被害者のネガティブな感情の理解に基づき加害者の罪悪感が高められることが期待される(中川・山崎, 2005)。したがって、保育学生は、被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブなとき

に、加害者における罪悪感を高く予測し、謝罪を促すであろう。(仮説1)。また、被害者の表情がネガティブな場合、保育学生は被害者が加害者の行為によって傷つけられ、不快感情を抱いていると認識し、意図/偶発性という違反行為の性質に応じた介入行動を示す可能性が高い。加害者が意図的に他者を傷つけた意図的場面では、行為の善悪を教えるなどの行為が謝罪に優先して見られ、意図的加害を理由に、加害者が認識している罪悪感の程度を保育学生が低く見積もる可能性がある。したがって、意図的場面よりも、加害者に攻撃性や悪意が認められない偶発的場面において、保育学生は加害者の罪悪感をより認め、より謝罪を促すであろう(仮説2)。

方法

調査時期 2010年12月であった。

調査対象者 保育者養成校2年生50名(男性3名、女性47名)であった。調査対象者は保育実習および教育実習を完了しており、9割以上が保育専門職への就職を予定していた。

要因計画 表情(2:ポジティブ, ネガティブ)×違反特性(2:偶発的, 意図的)の2要因計画であり、表情と違反特性はともに被験者間要因であった。

手続き 質問紙による一斉調査を行った。調査対象者を予め4つの群(ポジティブ表情-偶発群, ポジティブ表情-意図群, ネガティブ表情-偶発群, ネガティブ表情-意図群)にランダムに振り分けた。以下の教示文を提示した後、各群の調査対象者に各課題文を提示した。

教示文 調査対象者に対し、課題文を提示する前に「A先生は、「保育園の年長クラス」を担当しています。あなたは、A先生の気持ちになって質問に答えて下さい。」と教示した。

課題文 各群に対して提示した課題文は以下の通りであった。

クラスルームでは、園児達が積み木遊びをしています。まあちゃんは積み木で家を作っています。もうすぐ完成しそうです。そこへあっちゃんがやってきました。

<ポジティブ表情-偶発群> まあちゃんの近くまで来たとき、あっちゃんはつまずいて転んでしまい、まあちゃんの積み木の家につぶかったため、積み木の家は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると、まあちゃん

は笑顔であっちゃんを見ていました。

<ポジティブ表情-意図群> あっちゃんはまあちゃんが作っている積み木の家をしばらく眺めた後、近くにあった積み木を拾って、まあちゃんの積み木の家につぶけました。積み木の家は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると、まあちゃんは笑顔であっちゃんを見ていました。

<ネガティブ表情-偶発群> まあちゃんの近くまで来たとき、あっちゃんはつまずいて転んでしまい、まあちゃんの積み木の家につぶかったため、積み木の家は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると、まあちゃんは悲しそうな顔であっちゃんを見ていました。

<ネガティブ表情-意図群> あっちゃんはまあちゃんが作っている積み木の家をしばらく眺めた後、近くにあった積み木を拾って、まあちゃんの積み木の家につぶけました。積み木の家は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると、まあちゃんは悲しそうな顔であっちゃんを見ていました。

質問文 課題文を提示した後、以下の質問を行った。

質問1: 1)「A先生はこの後、あっちゃんに対し、まあちゃんに謝るように言うと思いますか。」

2)「なぜそう思いますか。」

質問2: 1)「A先生は、『あっちゃんがまあちゃんに対して罪悪感をもっている』と思っていますか。」

2)「なぜそう思いますか。」

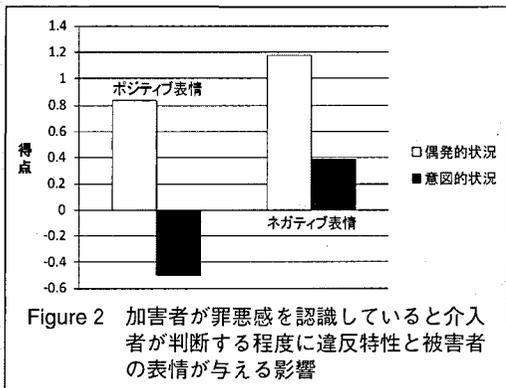
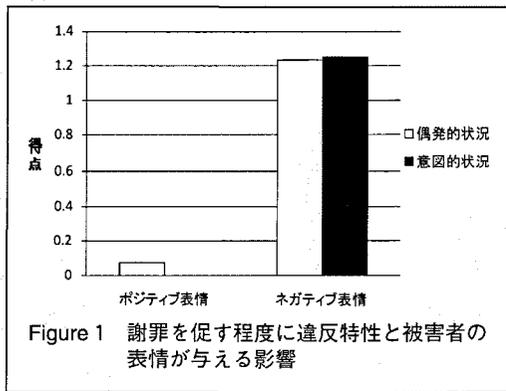
質問3: 「A先生があっちゃんに対して示す行動として、「謝罪を促す」以外にどのようなものがありますか。」

なお、質問1の1)および質問2の1)については、「まったく思わない」から「とても思う」までの4件法で、それ以外については自由回答で回答を求めた。

結果

1. 謝罪を促す程度における群による違い

質問1の1)に対して、「まったく思わない」「あまり思わない」「やや思う」「とても思う」と回答した者に対し、各々-2~2点を与え謝罪得点とした。加害者の子どもに謝罪を促すと保育学生が考える程度に、被害者の表情と違反特性による違いが見られるか否かについて表情



(2: ポジティブ, ネガティブ) × 違反特性 (2: 偶発的, 意図的) の 2 要因分散分析を行った。結果を Figure 1 に示す。分析の結果、表情の主効果が有意であり ($F(1, 46) = 15.51, p < .01$)、ポジティブ表情群よりもネガティブ表情群の得点が高かった。したがって、保育学生は被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブなときに、加害者に対して謝罪を促すことが明らかとなった。

2. 謝罪を促す理由

加害者に謝罪を促す理由を明らかにするために、謝罪を促すと回答した者のみの回答理由を抽出し、①違反事実 (例: わざとでなくとも壊したことにかわりないから)、②被害者の感情 (例: 積み木の家を壊した理由が何であってもまあちゃんが傷ついたことにかわりないから)、③被害者の努力 (例: まあちゃんは笑っているけどせっかく作ったものだから)、④自発的解決への期待 (例: 年長クラスだから自分で考えて行動できる場所を見守ろうと思ったから) の 4 つのカテゴリーに分類した。Table 1 に、各カテゴリーにおける回答の割合を示す。各カテゴリーにおける回答数に偏りが見られるかについてフィッシャーの正確検定を行ったところ、

Table 1 違反特性と被害者の表情による謝罪理由の違い

	①違反事実	②被害者の感情	③被害者の努力	④自発的解決への期待
ポジティブ表情—偶発群	3 (50)	2 (33)	1 (17)	0 (0)
ポジティブ表情—意図群	5 (71)	1 (14)	0 (0)	1 (14)
ネガティブ表情—偶発群	5 (50)	3 (30)	2 (20)	0 (0)
ネガティブ表情—意図群	4 (33)	5 (42)	1 (8)	2 (17)

() 内は%

回答に有意な偏りは見られなかった。

3. 加害者における罪悪感の有無についての判断
質問 2 の 1) に対して、「まったく思わない」「あまり思わない」「やや思う」「とても思う」と回答した者に対し、各々 2～2 点を与え罪悪感得点とした。加害者が違反後罪悪感を認識していると保育学生が判断する程度に、被害者の表情と違反特性による違いが見られるか否かについて表情 (2: ポジティブ, ネガティブ) × 違反特性 (2: 偶発的, 意図的) の 2 要因分散分析を行った。結果を Figure 2 に示す。分析の結果、表情 ($F(1, 46) = 7.79, p < .01$) と違反特性 ($F(1, 46) = 24.14, p < .01$) の主効果が各々有意であり、ポジティブ表情群よりもネガティブ表情群の方が、意図群よりも偶発群の方が得点が有意に高かった。したがって、保育学生が加害者における罪悪感を認めるのは、被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブなとき、違反が意図的なときよりも偶発的なときであることが示された。

4. 罪悪感認識の判断理由

加害者の罪悪感認識の有無を判断した理由を、笹屋 (1997) に倣い、①統合型: 表情手がかかりと状況手がかかりの両方を判断に用いている、②状況型: 状況手がかかりを判断に用いている、③表情型: 表情手がかかりを判断に用いているの 3 カテゴリーに分類した。分からないと回答した 3 名を除く 47 名が分析対象となった。Figure 3 に、各カテゴリーにおける回答の割合を示す。各カテゴリーにおける回答数に偏りが見られるかについて分析したところ、回答の偏りに有意傾向が見られた ($p = .07$, フィッシャーの正確検定)。残差分析の結果、ポジティブ表情—偶発群では状況型の残差がプラスに、表情型の残差がマイナスに有意であり、ネガティブ表情—意図群では表情の残差にプラスの有意

傾向が見られた。このことから、違反が偶発的に生じ、かつ被害者が笑顔を示した場合、加害者が罪悪感を認識しているか否かについて、被害者の表情よりも違反事実に基づいた判断を行う保育学生が多いこと、また、違反が意図的に生じ、かつ被害者が悲しみの表情を示した場合に加害者が罪悪感と認識しているか否かについての保育学生の判断は、被害者の表情に基づくことが明らかとなった。

5. 誠実な謝罪と道具的謝罪

加害者に謝罪を促す場合、加害者が罪悪感を認識していると判断した上で促す謝罪と、罪悪感を認識していないと判断した上で促す謝罪とでは促す謝罪の種類が異なる。前者は罪悪感をもって誠実に謝罪するよう求めているのに対し、後者は罪悪感はなくとも形式的に道具的な謝罪をするよう勧めているにすぎない。そこで、保育学生の示す謝罪の促しが誠実な謝罪あるいは道具的謝罪のいずれのものかを明らかにするために、質問2で加害者における罪悪感を認めかつ質問1で謝罪を促すと回答した者が勧める謝罪を誠実な謝罪、加害者における罪悪感を認めないが謝罪を促すと回答した者が勧める謝罪を道具的謝罪とし、被害者の表情と違反特性によって謝罪の種類に違いが見られるかについて

フィッシャーの正確検定を行った。結果をFigure 4に示す。分析の結果、有意な人数の偏りが見られたため ($p<.01$, フィッシャーの正確検定)、残差分析を行ったところ、ポジティブ表情-意図群では道具的謝罪の残差がプラスに有意であり誠実な謝罪の残差がマイナスに有意であった。また、ネガティブ表情-偶発群では誠実な謝罪の残差がプラスに有意であり、道具的謝罪の残差がマイナスに有意であった。このことから、違反特性と被害者の表情によって保育学生が示す謝罪の種類には違いが見られることが明らかとなった。

6. 謝罪以外の行動予測

謝罪以外の主人公の行動予測についての回答を、①被害者/加害者の状況確認(例:ケガをしていないか確認する)、②意図確認(例:どうして積み木を投げたのかを聞く)、③代弁・視点取得(例:あっちゃんはわざとではなかったことを代弁する)、④注意(例:「積み木は投げるものじゃないよ」と注意する)、⑤提案(例:「次はあっちゃんも一緒にお家を造ろうか」と提案する)、⑥見守り(例:あっちゃんのみあちゃんに対する行動を見守る)の6つに分けた。分類不能となった1名の回答を除く49名の回答を分析対象とした。各カテゴリーにおける人数の偏りについてフィッシャーの正確検定を行った。各カテゴリーにおける割合をTable2に示す。分析の結果、有意な回答の偏りが見られた ($p<.01$, フィッシャーの正確検定)。残差分析を行ったところ、ポジティブ表情-偶発群では、①被害者/加害者の状況確認の残差がプラスに、②意図確認の残差がマイナスに有意であり、③代弁・視点取得の残差にマイナスの有意傾向が見られた。ポジティブ表情-意図群に関しては、②意図確認の残差がプラスに、①被害者/加害者の状況確認の残差がマイナスに有意であった。さらに、④注意の残差にプラスの有意傾向が見られ、反対に③代弁・視点取得の残差にはマイナスの有意傾向が見られた。ネガティブ表情-偶発群については、③代弁・視点取得の残差がプラスに、②意図確認の残差がマイナスに有意であった。ネガティブ表情-意図群では、②意図確認の残差がプラスに、①被害者/加害者の状況確認の残差がマイナスに有意であった。したがって、謝罪以外に保育学生が示す介入行動には被害者の表情と違反特性による違いが見られることが明らかとなった。

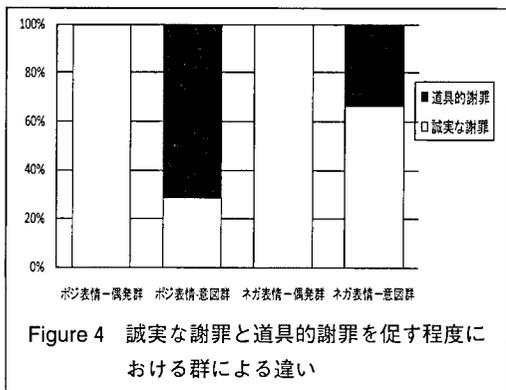
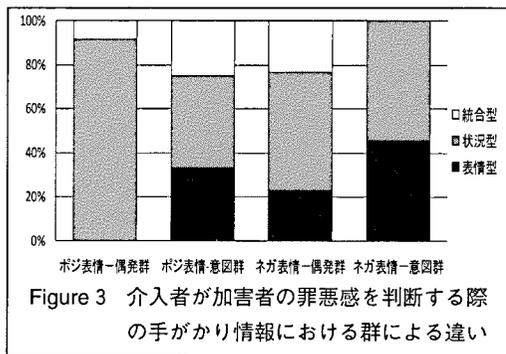


Table 2 違反特性と被害者の表情による謝罪以外の介入行動の違い

	①被害者/加害者の状況確認	②意図確認	③代弁・視点取得	④注意	⑤提案	⑥見守り
ポジティブ表情-偶発群	7 (58)	0 (0)	0 (0)	2 (17)	2 (17)	1 (8)
ポジティブ表情-意図群	0 (0)	10 (77)	0 (0)	3 (23)	0 (0)	0 (0)
ネガティブ表情-偶発群	4 (36)	0 (0)	5 (45)	0 (0)	2 (18)	0 (0)
ネガティブ表情-意図群	0 (0)	8 (62)	3 (23)	0 (0)	0 (0)	2 (15)

()内は%

考 察

本研究の目的は、保育学生が示す介入内容に、違反特性と被害者の表情による違いが見られるか否かについて検討することであった。保育学生が加害者の子どもに謝罪を促すと考える程度に、違反特性と被害者の表情が関連するかについて分析したところ、ポジティブな表情の被害者よりもネガティブな表情の被害者に対して謝罪するよう加害者に促すと考える程度が高かった。さらに、保育学生は違反の意図性と被害者の表情によって加害者の罪悪感認識の程度が異なると考えており、意図的状况よりも偶発的状况、被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブなときの方が加害者が罪悪感をより高く認識していると判断することが明らかとなった。したがって、保育学生が加害者の中に罪悪感を認め謝罪を促すのは、被害者の表情がポジティブなときよりもネガティブなときであるという仮説1は支持されたが、被害者の表情がネガティブな場合に保育学生がより高い罪悪感を認め謝罪を促すのは、違反が意図的なときよりも偶発的なときであろうという仮説2は支持されなかった。

被害者の表情がポジティブな場面よりもネガティブな場面で謝罪を促す介入が見られやすいという結果が得られた理由として以下の2点が挙げられる。第1に、被害者の表情に基づく感情理解と罪悪感の喚起についての期待である。5・6歳児を対象とした謝罪研究では、他者感情理解は罪悪感を伴う誠実な謝罪を高めることが確認されている(中川・山崎, 2005)。つまり、加害者が被害者の表情からネガティブな感情を推論し、罪悪感を喚起した上で誠実な謝罪をすることを保育学生は期待しており、誠実な謝罪の発現を援助する目的で謝罪を促したのではないかと考えられる。第2に、謝罪-許容スクリプトによる謝罪の教示である。謝罪-許容スクリプトとは、「悪いことをしたら謝るべき

であり、謝罪を受けたら許すべきである」という謝罪、許容についての認識を指し、Darby & Schlenker (1989)によると概ね6歳頃には確立される。被害者がネガティブな表情を示すときに謝罪を促す介入が多く見られたという結果の一因は、被害者の悲しそうな表情から加害者の行為によって被害者が傷ついたことを確認した保育学生が、謝罪スクリプトに従った介入を示したことにあると推察される。

次に、加害者が罪悪感を認識しているか否かに関する保育学生の判断について分析したところ、違反の意図性によって保育学生の判断には違いが見られ、被害者の表情にかかわらず、他者を意図的に傷つけた加害者よりも偶発的に傷つけた加害者の方がより罪悪感を認識していると保育学生は判断していた。自己の欲求に基づいて他者を傷つける意図的状况に比べて、偶発的状况では他者を傷つけようという悪意や攻撃性が加害者に認められないため、被害者の表情によらず加害者の罪悪感が喚起されやすいと保育学生が判断したのだと思われる。

また、被害者の表情も加害者の罪悪感認識についての保育学生の判断に影響し、保育学生は、ポジティブな表情を示す被害者よりもネガティブな表情を示す被害者に対して加害者が罪悪感をより高く認識していると判断した。表情には感情情報伝達の役割があり(Mehrabian, 1986)、被害者の悲しみの表情からネガティブな感情が読み取れる場合、被害者のネガティブな感情が加害者の罪悪感を喚起するであろう(中川・山崎, 2005)と保育学生が予測したのだと思われる。しかし、この結果は換言すると、保育学生が、被害者の表情がネガティブなときは、実際には加害者が罪悪感をあまり認識していなかったとしても罪悪感を十分認識していると判断したり、反対に被害者が笑顔を見せた場合、実際には加害者が罪悪感を高く認識していたとしても、罪悪感をあまり認識していないと判断する危険性を示すものでもある。加害者の認識を正

確に把握するためには、被害者の感情や違反状況について加害者に直接確認した上で、被害者の表情から得られる情報とそれ以外の情報から総合的に状況を判断し、どのような介入を行うか決定する必要がある。

一方、被害者の表情がネガティブな場合、保育学生は、意図的状況よりも偶発的状況において、加害者の罪悪感をより強く認め、より謝罪を促すであろうという仮説2は支持されなかった。6歳頃には自己中心的志向から脱却して他者の感情や状況に配慮した行動を示すことができるようになるが、本研究で用いた課題文のように自己の欲求に基づいて他者を意図的に傷つけた場合、6歳児であっても他者の感情よりも自己の欲求を優先する可能性がある。したがって、意図せず他者を傷つけた場合に比べて罪悪感を認識しにくいと判断され、介入行動として、謝罪が選択されにくいと予測された。保育歴の高い保育者ほど、幼児理解や指導についての知識が増し、その知識はより構造化したものになることから（高濱，2000）、保育経験の豊かな保育者にはこれらは十分に予想可能なことであると推察される。しかしながら、実習以外に保育の経験がない保育学生の場合、加害者に謝罪を促すべきかについての判断は被害者のネガティブな表情に依拠することが多く、被害者の表情がネガティブであれば違反が意図的であるか否かによらず、加害者が罪悪感を認識していると判断し、謝罪を促す介入を示すことが明らかになった。保育学生と熟練した保育者によるこのような場面情報の処理の違いが、保育経験による子ども対応および支援における差異を生み出していると考えられる。これらの知見は保育者養成校において実習指導を行う上で有用な情報となると思われる。

先に述べたように、保育学生は、被害者の表情、意図／偶発性のいずれかの情報に基付いて加害者の罪悪感の有無を判断する傾向にあるが、このような傾向は、加害者や被害者の感情についての誤った理解や見当違いな介入行動につながり得る。そこで、加害者が罪悪感を認識しているか否かを判断する際に保育学生がどのような情報を手がかりとしているかについて、さらに検討するため、笹屋（1997）に倣い、罪悪感認識についての回答理由から調査対象者を状況型、表情型、統合型の3タイプに分類し詳細な分析を行ったところ、ネガティブ表情一意図群では被害者の表情を手がかり情報とする表

情型が多く見られ、このことから意図的に他者を傷つけた加害者が罪悪感を認識しているかを判断する際に、保育学生は被害者の表情を手がかりとしており、被害者の悲しみの表情が加害者の罪悪感を喚起すると考える保育学生が多いことが明らかとなった。表情には感情情報伝達力があり（Mehrabian, 1986）、6歳頃には他者感情理解が罪悪感の喚起を促す（中川・山崎, 2005）。つまり、保育学生は、被害者の表情からネガティブな感情を読み取り、それによって罪悪感を喚起するという一連の流れを6歳児に期待しており、被害者のネガティブな表情が罪悪感認識に強く影響するのは意図的に他者を傷つけた加害者に対してであると考えている。

ポジティブ表情－偶発群では状況型が多く見られた。笹屋（1997）は他者の表情と状況が矛盾する条件において成人が他者の感情を理解する場面では、表情と状況の両方を統合した情報を用いる統合型が多いことを明らかにしている。偶発的に傷つけられた被害者が笑顔を示す状況は表情と状況が合致しない矛盾状況であるにもかかわらず、加害者が罪悪感を認識しているか否かを判断する際に違反事実を手がかり情報とする状況型が多かったという結果は、笹屋（1997）の見解を支持するものではなかった。本研究では笹屋（1997）と異なり、他者の感情を推論する主人公の感情について回答を求められている。したがって、主人公である子どもが何を手がかりに罪悪感を喚起したかを保育学生が回答した可能性が高く、回答した手がかり型は自分自身が他者の感情を推論する際の手がかり型とは必ずしも合致しないと思われる。しかし、そうであったとしても、保育学生が状況情報を手がかりに加害者の罪悪感の有無を判断するという本研究結果は、低年齢群では表情情報を手がかりにするという笹屋（1997）の見解を支持しない。このことから、6歳児が被害者に対して罪悪感を認識する際、実際には表情情報を手がかりにしているにもかかわらず、保育学生は状況情報を手がかりにしていると誤認識している可能性が示唆された。

続いて、保育学生が促す謝罪の種類に違反特性と被害者の表情による違いが見られるかについて検討したところ、ポジティブ表情－意図群では誠実な謝罪よりも道具的謝罪を促す保育学生が多く、反対に、ネガティブ表情－偶発群では道具的謝罪よりも誠実な謝罪を促す保育学生が多いことが明らかとなった。ポジティブ表

情一意図群では、被害者のネガティブな感情を表情から読み取ることが難しく、そのため保育学生はまず行為の善悪を加害者に教えることを優先したと考えられ、加害者が罪悪感を認識していないようだとは判断したとしても、「悪いことをしたら謝らなければならない」という謝罪スクリプトに基づき謝罪を促したと考えられる。他方、ネガティブ表情一偶発群では被害者の表情からネガティブな感情を読み取ることができ、また加害者の行為には悪意や攻撃性が含まれないため、加害者が被害者のネガティブな感情理解から罪悪感を認識することを期待し、誠実な謝罪を促した可能性が高い。

最後に、謝罪以外の介入内容に、被害者の表情や違反特性による違いが見られるか否かについて検討した。その結果、意図的状況では被害者の表情にかかわらず「意図の確認」を回答した者が多く「被害者／加害者の状況確認」を回答した者が少なかった。このような結果は、保育学生が子どもに善悪を教えることを重視していることを示すものである。すなわち、保育学生にとっては、被害者がどのような感情を抱いているかによらず、他者を故意に傷つけた加害者にその意図を確かめ、善悪の認識を持たせることが優先事項であり、被害者の感情および状況への配慮はその後に位置づけられていると推察される。

一方、偶発的状況では被害者の表情によって保育学生の行動に違いが見られ、被害者の表情がネガティブな場面では「意図確認」を回答した者が少なく、「代弁・視点取得」を回答した者が多かった。このような結果が得られた理由として以下の2点が挙げられる。第1に、加害者に悪意や攻撃の意志がないことである。意図的状況のように、他者を傷つける何らかの理由がある場合、その行為について意図を確認したり善悪を説いた上で、視点取得などの介入が行われることが多い。しかし、偶発的場面の加害者には悪意や攻撃の意志、他者を傷つける理由がないため、行為の意図や善悪を確認する作業を省くことができる。「意図確認」を回答した者が少なかったのは、その必要性が認められなかったことにあると推察される。

第2に、視点取得が罪悪感や誠実な謝罪にもたらす効果についての期待である。「代弁・視点取得」のように被害者の感情を考慮するよう求めることにより、共感性が喚起され罪悪感が認識されやすくなる (Thompson & Hoffman,

1980; 中川・山崎, 2005)。偶発的に傷つけてしまった被害者が悲しい表情を示す場面で「代弁・視点取得」に関する介入を行うと回答した者が多かったのは、視点取得が共感性や罪悪感認識に与える効果を期待したことによると推察される。すなわち、被害者の視点に立ち、ネガティブな感情を理解することによって、罪悪感が高められ、誠実な謝罪や補償行動が示されることを期待したのではなからうか。

他方、被害者の表情がポジティブな場合は「被害者／加害者の状況確認」を回答した者が多かった。ポジティブ表情一偶発群のように傷つけられたはずの被害者が笑顔を示す場合、その後の介入内容は被害者の感情についてさらなる情報を得られるか否かに左右される。すなわち、違反状況を確認する中で被害者から引き出した感情情報に基づきその後の介入内容が決定される可能性が高く、したがってこの場合の状況確認とは、被害者の感情を把握するための前段階的な手続きであると考えられる。

以上のことから、保育学生は被害者の表情によって加害者に謝罪を促すか否かを決定し、被害者の表情がネガティブなときに謝罪を促すことが明らかとなった。また、加害者が罪悪感を認識しているか否かについての判断には被害者の表情と違反特性の両方が関係しており、被害者の表情がネガティブなときあるいは違反が偶発的なときに、加害者が罪悪感を認識していることが示された。また、被害者の表情と違反特性は保育学生が示す謝罪の種類に影響し、意図的違反場面でポジティブな表情の被害者には道具的謝罪を、偶発的違反場面でネガティブな表情の被害者には誠実な謝罪をするよう加害者に促すことが明らかとなった。

今後の課題

近年、共働き世帯、核家族世帯の増加や遊びツールの変化など、子どもを取り巻く環境には大きな変化が見られ、それに伴い、対人葛藤の深刻化やいじめの悪質化など、子どもの社会性発達にまつわる問題が大きく取り上げられるようになってきた。このような問題を解決するためには、葛藤場面における子どもの認識を明らかにするだけでなく、保育者を含めた介入者が、葛藤に直面した子どもの心的状態をどのように捉え、社会性発達をどのように支援しようと考えるかに注目しなければならない。

本研究では、違反特性や被害者の表情が、謝

罪に関する介入や、加害者における罪悪感認識についての保育学生の判断に影響することが明らかとなった。とりわけ、誠実な謝罪と道徳的謝罪を促す状況や要因についてはこれまで不明であったため、ここで得られた知見は、幼児が誠実な謝罪を習得するプロセスを検討する上で重要な情報となり得る。以下の点について今後さらなる検討が求められる。

まず、違反特性や表情によって加害者が罪悪感を認識していると判断する程度に違いが見られたが、保育学生の認識と加害者の認識は必ずしも合致しない。したがって、実際には罪悪感を認識している加害者について、罪悪感を十分に認識していないと判断したり、反対に罪悪感を認識していない加害者について罪悪感を十分に認識していると判断してしまうケースもあるであろう。また、加害者が罪悪感を認識しているか否かを判断する際に手がかりとする情報についての認識が、子どもと保育学生との間で一致しない可能性も示された。保育学生が誤った判断に基づき、不適切な介入を行う危険性を回避するためには、保育学生と加害者の認識のズレについてさらに詳細な検討を行う必要がある。

次に、本研究では調査対象者として、保育者養成校ですべての保育・教育実習を終え、保育専門職が約束された者を設定した。ここで得られた知見は、現場の保育者のものと大きくかけ離れたものではないと思われるが、保育経験を積むにしたがって子どもの見方に変容が生じる可能性がある。謝罪や罪悪感に関する見解と保育歴との関連については今後検討する必要があるであろう。

最後に、本研究では6歳児への介入に焦点化し検討を行った。5歳児でも被害者の感情を推測することにより誠実な謝罪が可能になる(中川・山崎, 2005)ことから、とりわけ誠実な謝罪に関する介入を検討するためには6歳児のみを対象とするのでは不十分である。規則を理解し始める2・3歳児を含め、幼児期の子ども達がどのような介入あるいは環境から誠実な謝罪を獲得するようになるのかについて、今後さらなる検討が求められる。

引用文献

- Bennett, M., & Dewberry, C. 1994 "I've said I'm sorry, haven't I?" A study of identity implications and constraints that apologies create for their recipients. *Current Psychology*, 13, 10-20.
- Darby, B. W., & Schlenker, B. R. 1989 Children's reactions to transgressions : Effects of the actor's apology, reputation and remorse. *British Journal of Social Psychology*, 28, 353-364.
- Hoffman, M. L. 1998 Varieties of empathy-based guilt. In J. Bybee (Ed.), *Guilt and Children*. (pp. 91-112) San Diego : Academic Press.
- Lewis, M. 1971 *Shame and guilt in neurosis*. New York : International Universities Press.
- Lindsay-Hartz, J. 1984 Contrasting experiences of shame and guilt. *American Behavioral Scientist*, 27, 689-704.
- Malatesta, C., & Wilson, A 1988 Emotions cognition interaction in personality development : a discrete emotions, functionalist analysis. *British Journal of Social Psychology*, 27, 91-112.
- Mehrabian, A. 1986 Communication without words. *Psychology Today*, 2, 53-55.
- 松永あけみ 1993 子ども(幼児)の世界の謝罪 日本語学, 12, 84-93.
- 中川美和・山崎晃 2004a 対人葛藤場面における幼児の謝罪行動と親密性の関連 教育心理学研究, 52, 159-169.
- 中川美和・山崎晃 2004b 4, 6歳児の対人葛藤に対する保育者と幼児の介入行動—誠実な謝罪につながる介入行動— 広島大学大学院教育学研究科紀要第三部(教育人間科学関連領域), 53, 325-332.
- 中川美和・山崎晃 2005 幼児の誠実な謝罪に他者感情推測が及ぼす影響 発達心理学研究, 16, 165-174.
- 笹屋里絵 1997 表情および状況手掛りからの他者感情推測 教育心理学研究, 45, 312-319.
- 高濱裕子 2000 保育者の熟達化プロセス: 経験年数と事例に対する対応 発達心理学研究, 11, 200-211.
- Tangney, J. P. 1993 *Shame and guilt*. In C. G. Costello (Ed.), *Symptoms of depression* (pp. 161-180). New York : Wiley.
- Thompson, R. A., & Hoffman, M. L. 1980 Empathy and the development of guilt in children. *Developmental Psychology*, 16, 155-156.
- Zahn-Waxler, C., & Robinson, J. 1995 Empathy and guilt: Early origins of feelings of responsibility. In J. P. Tangney & K. W. Fischer (Eds.), *Self-*

*conscious emotions : The psychology of shame,
guilt, embarrassment, and pride* (pp. 143-173).
New York : Guilford Press.